

保存期間：10年  
(2033年末)  
令和5年12月5日

資料

3

# 税務行政の現状と課題

- 1 税務行政の現状
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 重点課題への取組
- 5 酒類業の振興
- 6 税理士制度の現状

- 1 **税務行政の現状**
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 重点課題への取組
- 5 酒類業の振興
- 6 税理士制度の現状

# 1 税務行政の現状

# 税 務 行 政 の 現 状

## 国税庁の組織理念

### 使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

### 任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

### 組織として目指す姿

信頼で国の財制を支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

### 行動規範

使命感を胸に挑戦する税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

## 国税庁の組織

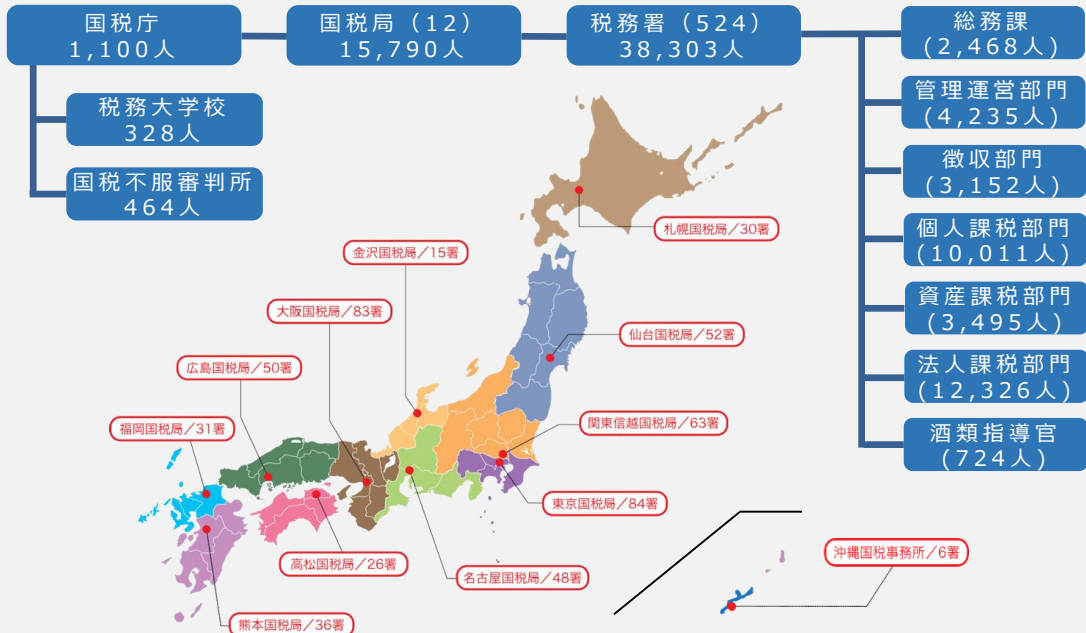
### 定員

【平成元年度】 54,376人

+ 約 3%

【令和5年度】 **55,985人**※

※平成元年以降のピーク（平成9年：57,202人）に比べ約2.1%減少



## 各税事務の概要

### 主要税目の申告の状況（令和3年度）

	申告所得税	法人税		消費税		相続税
		個人事業者	法人	個人事業者	法人	
申告件数	(1,697万件) 2,285万件	(216万件) 235万社 法人数：328万社 307万件	(67万件) 114万件	(130万件) 206万件	(4万件) 79万人 被相続人数：143万人	13万件
申告税額	(5兆4千億円) 3兆8千億円	(18兆6千億円) 13兆9千億円	(1千億円) 6千億円	(3兆8千億円) 19兆2千億円	(2兆4千億円) 2兆4千億円	

※（ ）は平成元年の係数を示す

### 主要税目の調査の状況（令和3年度）

	申告所得税	法人税		消費税		相続税
		個人事業者	法人	個人事業者	法人	
調査件数	3.1万件	4.1万件 (内調査部所管) 0.1万件	1.7万件	4.0万件	0.6万件	
追徴税額	804億円	1,438億円 (内調査部所管) 509億円	241億円	869億円	560億円	

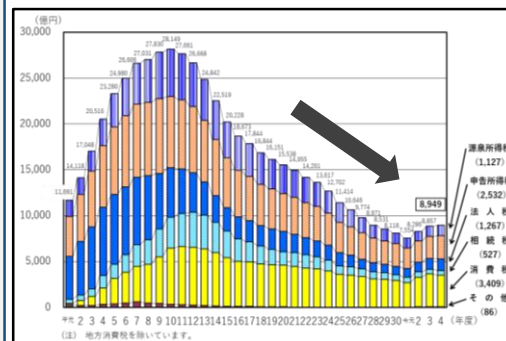
### 査察調査の状況（令和4年度）

<国税庁査察部定員1,470人>

調査着手件数	145件
処理件数	139件
告発件数	103件
脱税額	128億円
1件あたり	9,200万円

※ 定員数は令和5年度

### 滞納整理中の額の推移（全税目）



	合計	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
定員(人)	55,985	2,091	3,120	6,224	16,178	1,294	5,870	8,686	2,867	1,559	2,577	2,028	612
徴収決定済額(億円)	821,491	18,262	25,518	57,640	432,480	11,302	75,015	114,110	29,415	12,875	24,738	15,618	4,517
確定申告者数(千人)	22,855	823	1,486	3,218	6,263	518	2,701	3,621	1,296	614	1,223	869	223
法人数(千社)	3,283	127	169	384	1,090	67	338	538	161	87	161	127	34

※ 定員は令和5年度のものとし、徴収決定済額は令和4年度、確定申告者数及び法人数は令和3年度のものを示す。

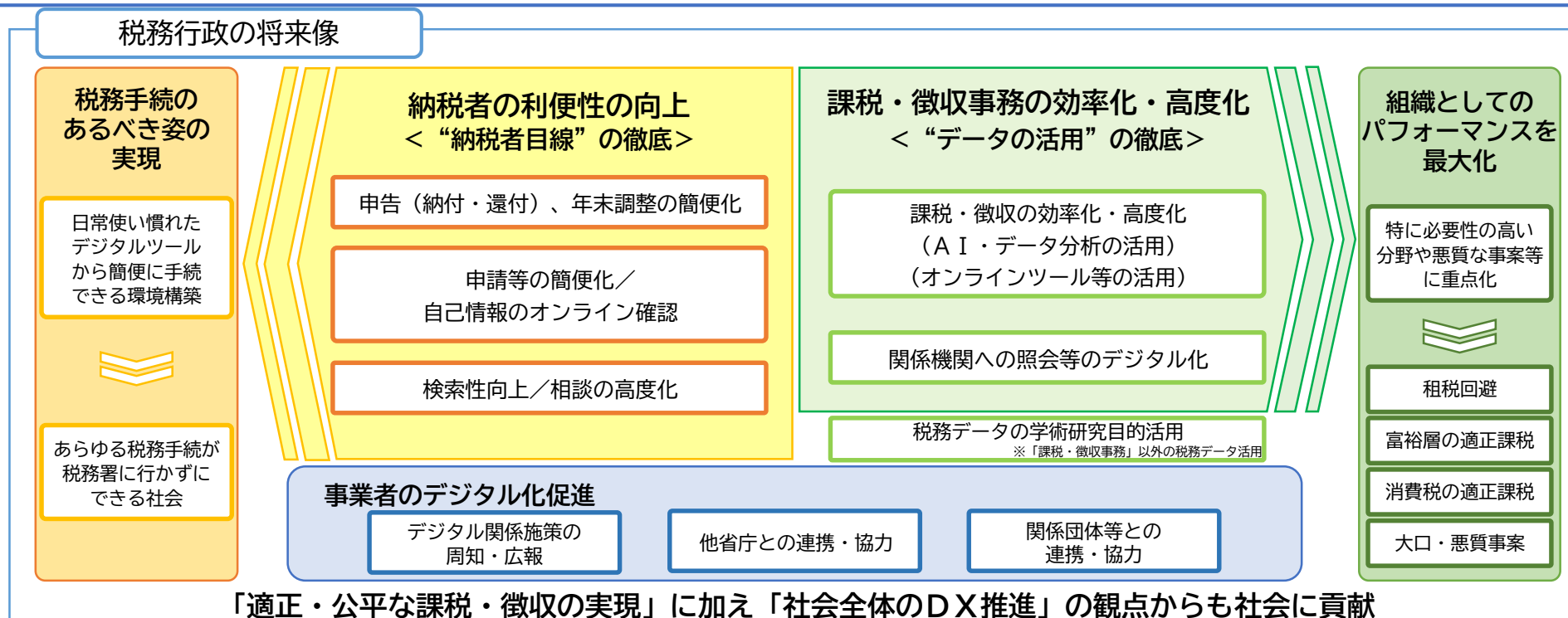
※ 定員の合計は、国税局及び税務署の定員の合計のほか、国税庁本庁、税務大学校、国税不服審判所等(2,879人)を含む。

- 1 税務行政の現状
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション**
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 重点課題への取組
- 5 酒類業の振興
- 6 税理士制度の現状

## 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション – 税務行政の将来像 2023 –

I 目指す姿と取組の方向性

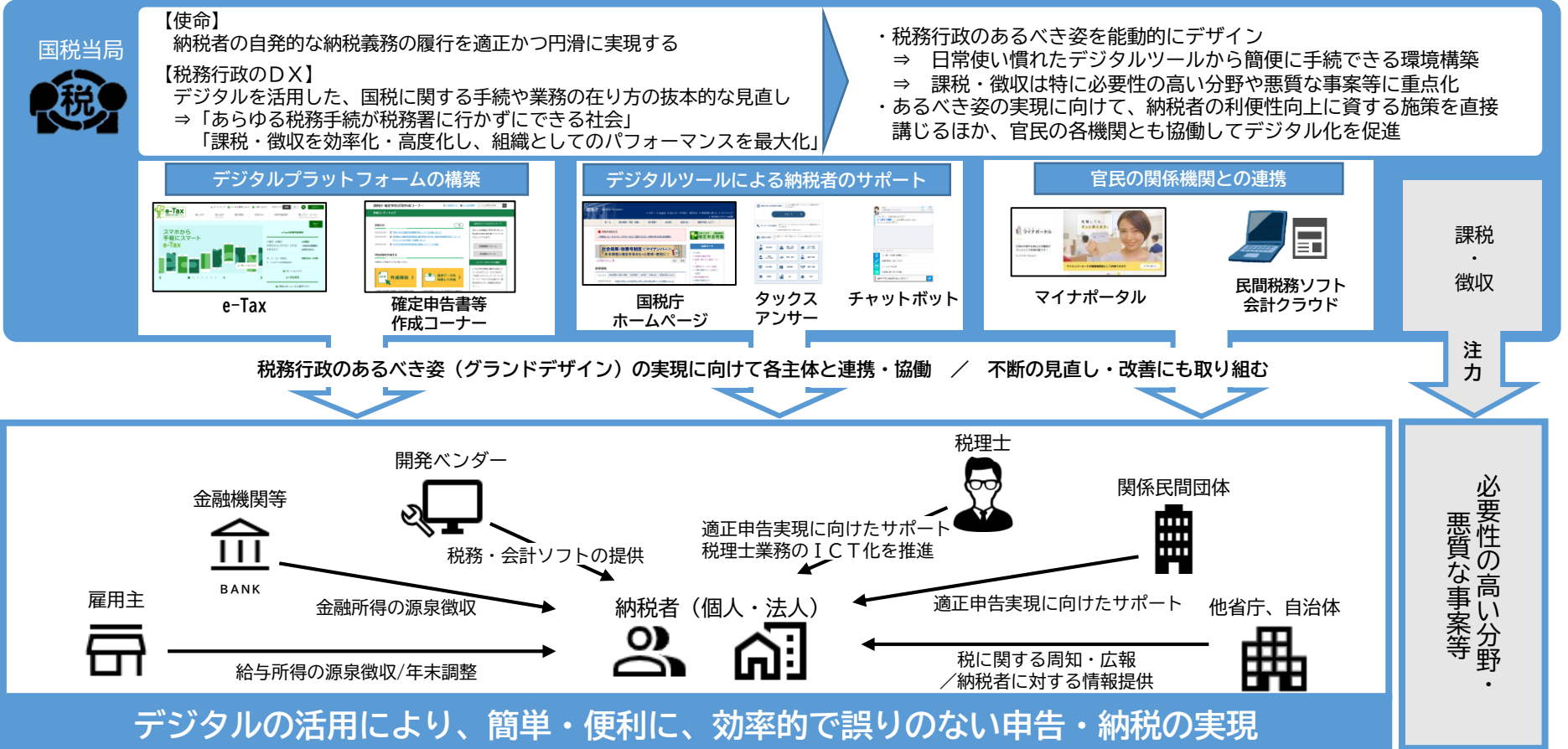
- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組めます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
  - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- \* 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- \* デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- \* 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

# 税務行政のDX推進における国税当局の役割（イメージ）

- ◆ 税務行政のあるべき姿（日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続できる環境構築／課税・徴収は特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化）の実現に向けて、税務行政のDXを推進します。
- ◆ デジタルの活用により、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告・納税を実現できる環境を目指します。



# 「税務行政の将来像」 基本的な指針

「税務行政の将来像」に基づき施策を推進するに当たっては、以下を基本的な指針として取り組みます。

## 1 納税者目線の徹底

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

## 2 あらゆる納税者を想定した施策の推進

電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。

## 3 データの活用の徹底

データの活用により事務の効率化・高度化を図り、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指します。

## 4 業務改革（BPR）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、業務の在り方そのものや職員の働き方を不断に見直すことで、デジタルの利点を最大限生かした業務改革（BPR）に取り組みます。

## 5 納税者情報の取扱い・情報セキュリティの確保

特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期します。



## 納税者の利便性の向上 < “納税者目線” の徹底 > 取組概要

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、**想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討**していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の**申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等**に取り組みます。

### 申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化）
  - 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現
- e-TaxのUI/UX改善
  - 各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

### 申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

### 検索性向上／相談の高度化

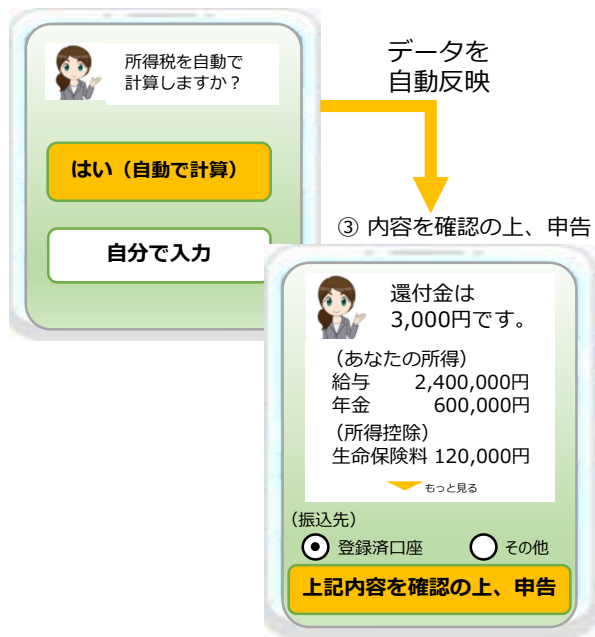
- オンライン相談の充実
  - チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上
- SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

# 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

## 1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要  
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

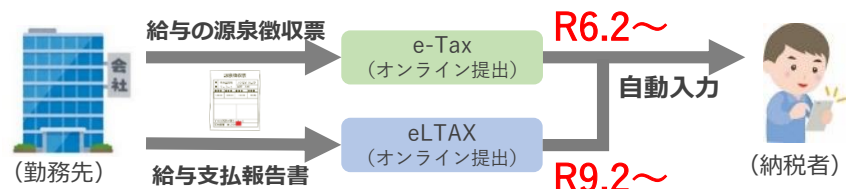
## 2 現状



### 自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票		

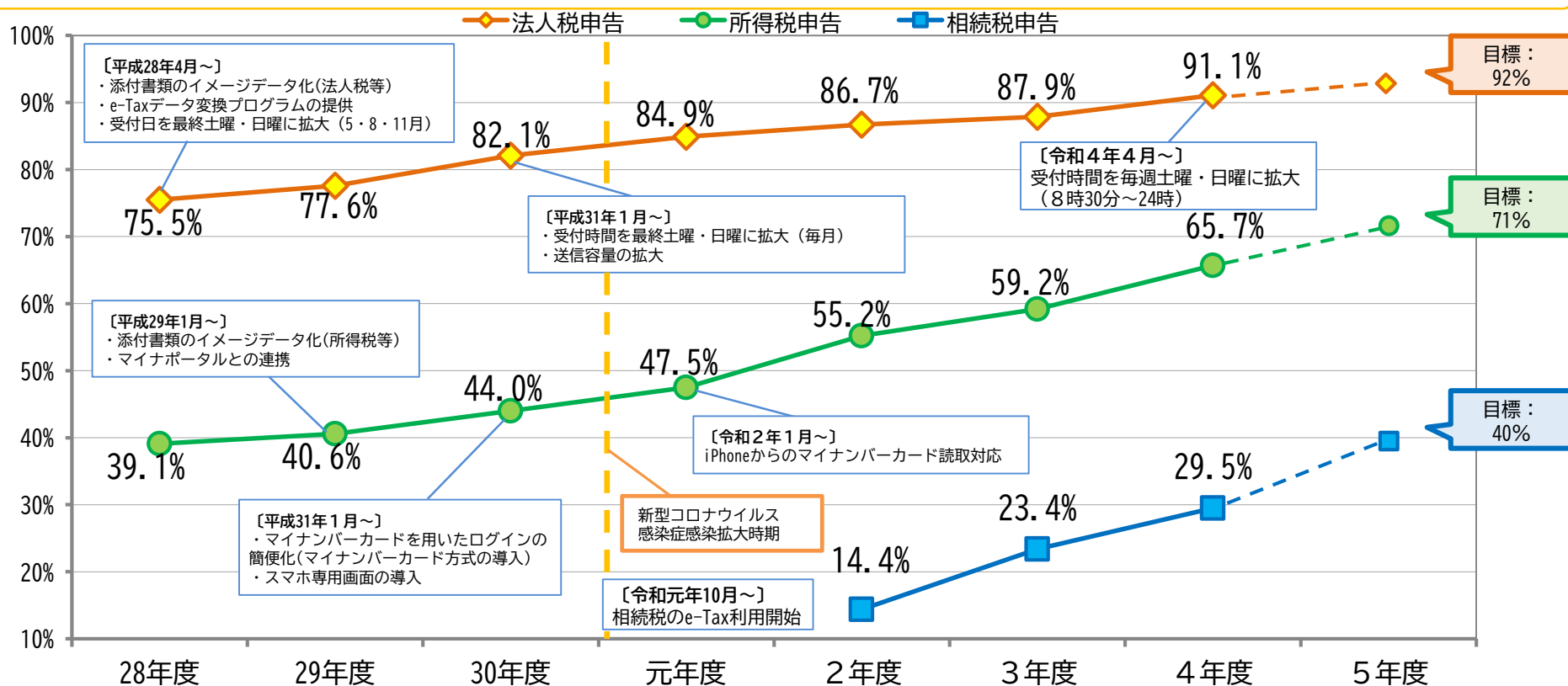
## 3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度法制改正）

## e-Tax利用率の推移

- ◆ 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続きが可能です。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加しています。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。（令和8年度末 法人税申告：95%、所得税申告：80%）



※ 令和4年度の各計数は速報値である。  
 ※ 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

## キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

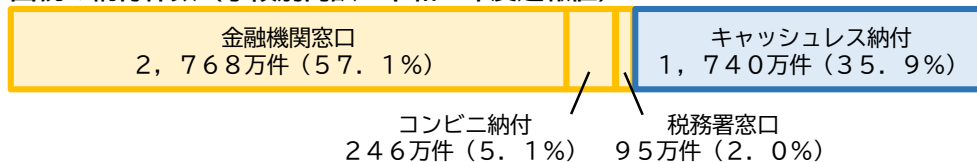
- ◆ キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和4年分の還付申告及び更正の請求から、公金受取口座を還付金の振込先として利用可能になりました。

### 1 納付

#### キャッシュレス納付の推進

- ⇒ 目標：令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割
- ※ 将来的には、申告手のオンライン利用率と同程度の割合を目指す

#### 国税の納付件数（手段別内訳：令和4年度速報値）



#### キャッシュレス納付の多様化に向けた取組

- ・振替納税：昭和40年7月～
- ・インターネットバンキング等：平成16年6月～
- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）：平成21年9月～
- ・クレジットカード納付：平成29年1月～
- ・スマホアプリ納付：令和4年12月～

#### ダイレクト納付が更に便利になります！

- ・令和5年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- ・令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付で行う意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限<sup>(※)</sup>に自動で口座引落しを行えるようになります。
- ※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

### 2 還付

公金受取口座の利用により口座情報の入力が必要に

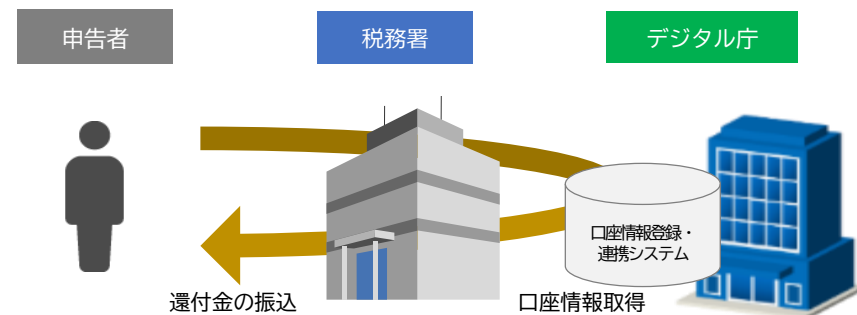
#### 【確定申告における公金受取口座の利用イメージ】

- ・「公的給付支給等口座（公金受取口座）への振込み」を選択（または「○」を記載）するだけでOK
- ・預金口座情報の入力は不要

（確定申告書等作成コーナー）

受取方法の選択 **必須**

公的給付支給等口座（公金受取口座）への振込み



## 課税・徴収事務の効率化・高度化等 &lt; “データの活用” の徹底 &gt; 取組概要

- ◆ データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

## A I ・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

## オンラインツール等の活用

- 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査）
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

## 関係機関への照会等のデジタル化

- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化

## 税務データの学術研究目的活用

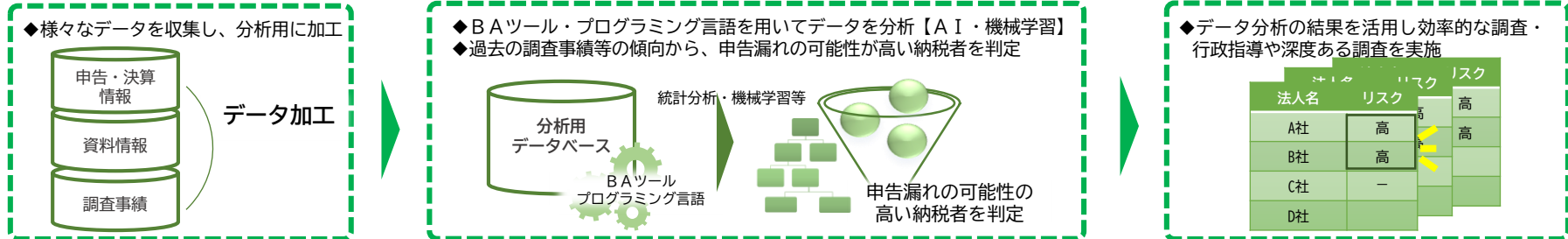
- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標本調査の充実

# AI・データ分析の活用

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

## 1 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。

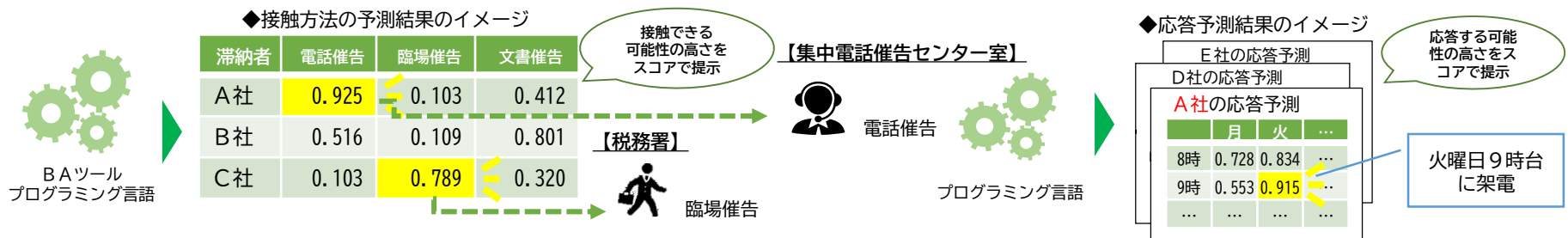


※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

## 2 滞納者への最適な接触方法等の予測

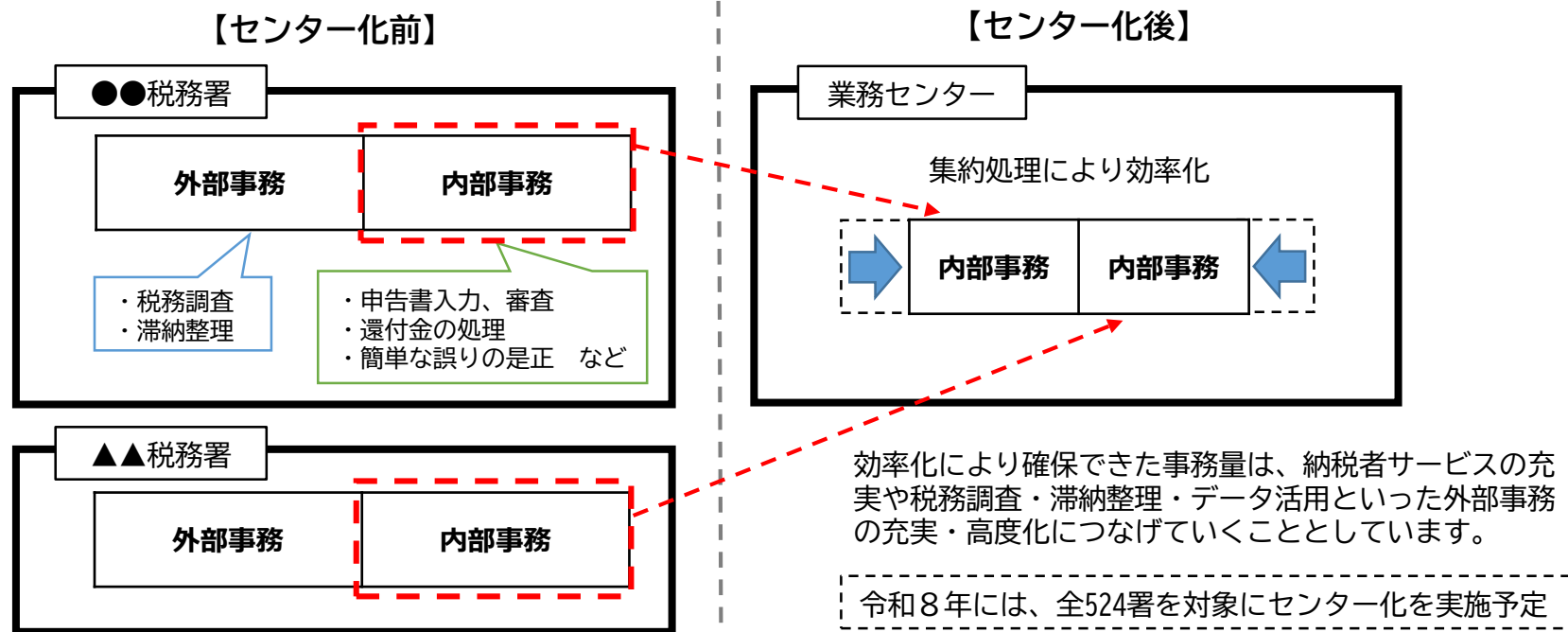
BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



## 内部事務のセンター化

- ◆ 情報のデータ化、データの整備等といったデータ活用の基盤の整備を担うものとして、申告書の入力・審査等の内部事務を業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を全国で実施します。
- ◆ 業務センターでは、申告書等のデータ化などを行っており、この取組は、国税組織の事務運営をデジタル時代にふさわしいものへと転換する上で基盤となる取組です。
- ◆ 内部事務のセンター化は、今後の税務行政の大きな柱という意識で、「事務処理の場」ではなく「知恵の場」として機能するよう取り組みます。



## 事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています（※）。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。
- ◆ このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。
- ◆ 経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。
- ◆ また、中小事業者等の経理等のデジタル化は、税務面の正確性の確保に資するとともに、事業者自身にとっても経営の効率化・高度化につながることが期待できます。
- ◆ 国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでまいります。

### デジタル関係施策の周知・広報

- 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報

### 他省庁との連携・協力

- デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報

### 関係団体等との連携・協力

- デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策 4. 産業のデジタル化（3）中小企業のデジタル化の支援  
「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」



- 1 税務行政の現状
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組**
- 4 重点課題への取組
- 5 酒類業の振興
- 6 税理士制度の現状

## インボイス制度の定着に向けた取組

- 令和5年10月1日よりインボイス制度が開始された。
- 令和5年10月末日時点のインボイス発行事業者の登録件数は、約407万件となっている。
- 今後は、制度の円滑な定着に向けて、①登録の可否を検討している事業者へ寄り添った対応を継続し、また、②インボイス発行事業者への登録を契機に課税転換した事業者への対応を行う。
- 制度開始後の税務調査の運用については、インボイスに関する関係府省庁会議等において、柔軟に対応していく旨の方針を説明している。
- 引き続き、制度の円滑な定着に向けて、事業者の立場に立って、柔軟かつ丁寧に対応していく。

### ○ 制度開始以降の対応について

#### ① 登録の可否を検討している事業者へ寄り添った対応

- 制度開始後も登録するか否か検討する事業者に向けて、引き続き、個々の事業者の実態を踏まえた個別相談や、インボイスコールセンターによる相談を実施

#### ② 課税転換者の適正な消費税申告に向けての対応

- インボイス発行事業者への登録を契機に課税事業者となった方が適正に消費税申告をすることができるよう、DMや各種説明会等を通じて、消費税申告の必要性や申告方法について注意喚起・周知を実施

### ○ 制度開始後の税務調査の運用について

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。  
従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。
- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、インボイスに必要な記載事項を他の書類等で確認する、修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。
- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

# これまでの国税庁における周知広報の取組

- これまで、国税庁においては、制度概要や登録申請、補助金等の支援策について、Webコンテンツやマスメディア等を活用して、広く周知広報を行ってきた。
- また、制度施行後には、インボイスの記載方法など、実務的なご質問が多く寄せられており、今後も引き続きこうしたご質問が寄せられるものと考えているため、これらの論点について、事業者ご自身において簡便に疑問点を解決できるよう、制度実施後に多く寄せられたご質問とその回答を取りまとめ、公表しました。

## ○ Webコンテンツ

国税庁HP「インボイス制度特設サイト」



Web-TAX-TV、  
YouTube国税庁動画チャンネル



※コンテンツの使用  
期間の経過に  
伴い画像を差し替  
え

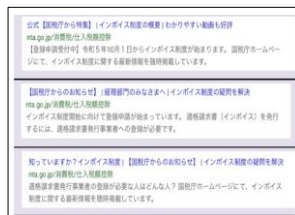


## ○ マスメディア等の活用

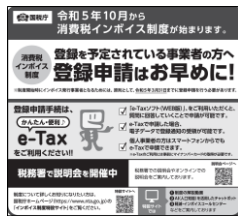
テレビCM



検索連動広告



記事下広告



検索サイトバナー広告



## ○ 制度開始後に 多く寄せられたご質問



多く寄せられるご質問 (令和5年11月13日更新)

以下の各項目は、「消費税の仕入税額控除制度」における連絡請求書等保存方式に関するお問い合わせの多いご質問を、多く寄せられるご質問について、追加で、保存方式の改訂として整理し、集約したものです。

目次

- 問1(登録申請の処理状況及び自らの登録番号の確認方法).....1
- 問2(連絡請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合).....2
- 問3(手書きの領収書による連絡請求書の交付).....4
- 問4(免税事業者の交付する請求書等).....6
- 問5(免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の請求書等).....7
- 問6(買手による連絡請求書の検正).....8
- 問7(連絡請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用等).....10
- 問8(売手が負担する税込手数料相対額に係る連絡請求書の適用).....11
- 問9(複数の契約に係る連絡請求書の交付の可否).....12
- 問10(従業員が立払をした際に発生した連絡請求書での仕入税額控除).....14
- 問11(実務計算の出張費等).....15
- 問12(返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用).....16
- 問13(2割特別を適用するよりも簡易控除制度を適用した方が有利な場合).....17

# デジタルインボイスの普及・定着に向けた取組

- ▶ グローバルな標準仕様であるPeppol<sup>(注)</sup>に対応したデジタルインボイスの活用によって、売主・買主間の請求書等のやり取りがデータ化されることで、仕訳入力や仕入税額控除の計算等が自動化され、作業負担が大幅に削減可能。
- ▶ これにより、正確性・真正性の向上、帳簿書類の電子的保存による管理・検索の容易化等のほか、海外取引への対応にも寄与。
- ▶ 更には、バックオフィス業務全体の効率化につながり、企業の更なる成長も期待できる。
- ▶ デジタルインボイスに対応するためのハード・ソフト等の導入費用等については、IT導入補助金により支援。
- ▶ 国税庁においても、デジタル庁、中企庁等と連携して、デジタルインボイスを含めたインボイス制度の普及・定着を推進。

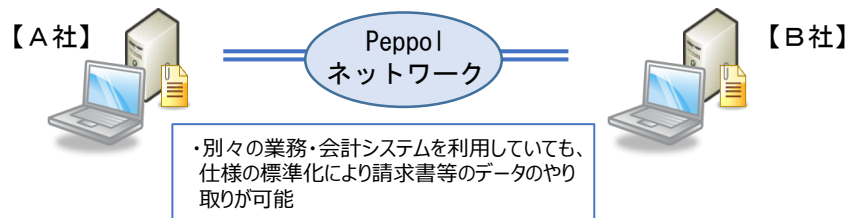
(注)「Peppol」(Pan European Public Procurement Online)：電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和5年6月9日閣議決定) (抜粋)

IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。

## ○ 電子インボイスの標準化

- ▶ デジタル庁が、デジタルインボイス推進協議会 (EIPA<sup>(注)</sup>) と連携し、日本の電子インボイスの標準仕様「JP PINT」を公表
- ▶ 会計・業務システムベンダーが具体的なサービス・プロダクトを順次リリース



(注) EIPA：標準化され、構造化された電子インボイスを前提に最適化された業務プロセスの構築を目指すべく、令和2年に会計・業務システムベンダーが中心となり設立 (正会員190社)。



## ○ IT導入補助金 (中小企業庁)

- ▶ 生産性の向上やインボイス制度への対応を見据えた企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、会計ソフト・受発注システム等のITツールやPC・レジ等のハードウェアを導入する中小企業・小規模事業者等に対し「デジタル化基盤導入枠」を設けて、「通常枠<sup>(注)</sup>」よりも補助率を引き上げて優先的に支援。また、令和4年度補正予算にて、インボイス対応のため、より安価な会計ソフトを購入できるよう補助対象を拡大

	通常枠		デジタル化基盤導入枠 (インボイス対応に活用可能！)				セキュリティ対策推進枠	
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型			
補助額	5万円～150万円未満 下限を引下げ	150万円～450万円未満 下限を撤廃！	会計・受発注・決済・ECソフト 50万円以下 下限を撤廃！	50万円超～350万円	PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機等 ～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 <sup>(※1)</sup> (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2以内	3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内		1/2以内	
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 (最大2年分(期間を長期化)、導入関連費)		ソフトウェア購入費、クラウド利用料 (最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費				サーバ・セิร์ฟライザ等利用料 (最大2年分) (※3)	

※赤字は令和4年度補正予算での拡充点です

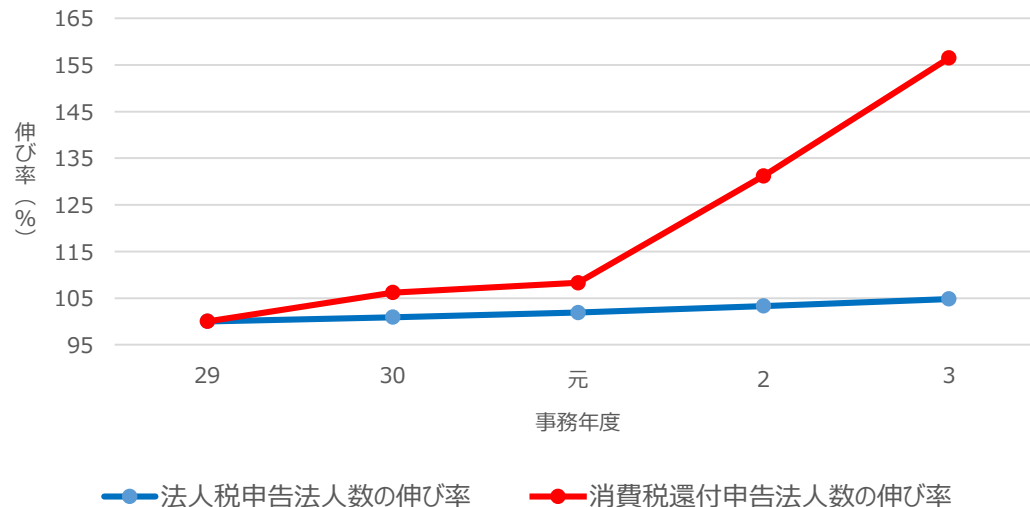
- 1 税務行政の現状
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 重点課題への取組**
- 5 酒類業の振興
- 6 税理士制度の現状

## 消費税不正還付事案への対応

- 消費税は税目別で最大の税収を占めており、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めている。
- 特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて厳正に対処している。
- 近年、消費税還付申告法人に対する実地調査における追徴税額（消費税不正還付額）は増加傾向にあり、令和2事務年度の34億円が翌事務年度には111億円にまで達し、直近1年間で約3.2倍の大幅増となった。
- 消費税不正還付への対応として、平成30事務年度以降、統括国税実査官や消費税専門官など、専門に担当する部署等を設置し、積極的な調査を実施。

## ○ 法人税申告法人数及び消費税還付申告法人数の伸び率

各申告法人数の伸び率（平成29事務年度比）



## ○ 調査事績

～消費税還付申告法人に対する消費税調査の状況～

項目	事務年度等		対前年比
	令和2	令和3	
実地調査件数	3,066件	4,252件	138.7%
不正計算把握件数	510件	791件	155.1%
不正計算に係る追徴税額	34億円	111億円	326.5%
不正1件当たりの追徴税額	6,676千円	14,032千円	210.2%

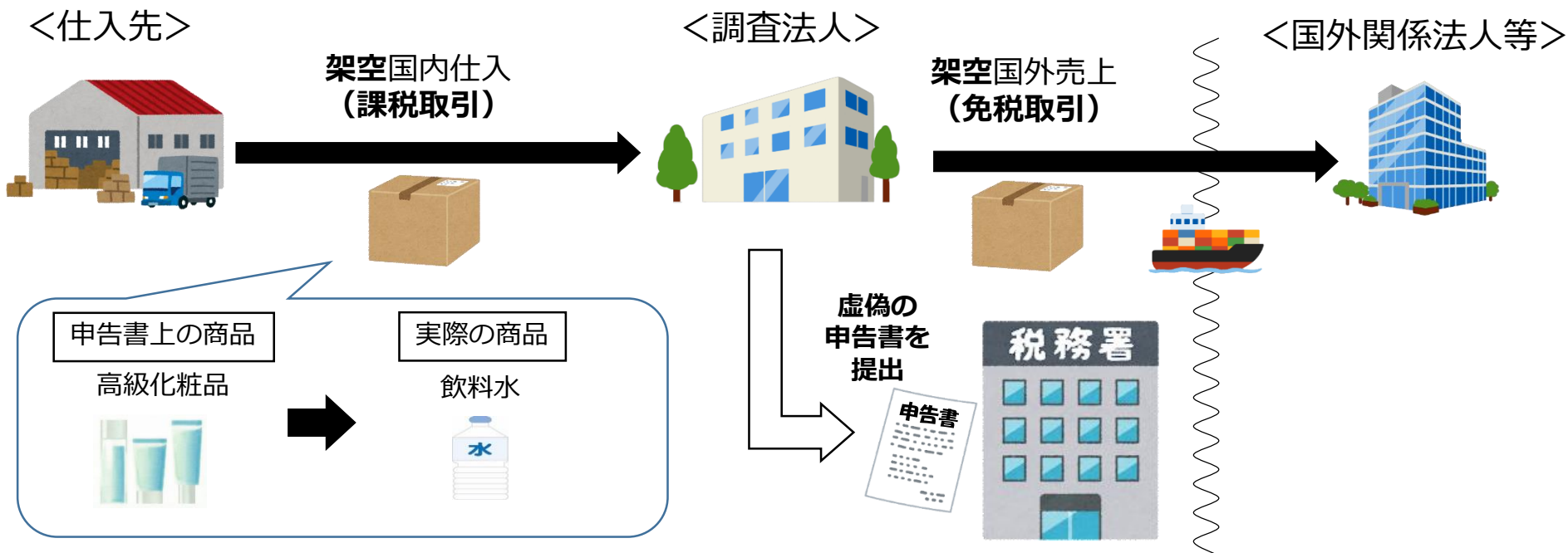
## 消費税不正還付事案の主な事例

## ○ 主な不正の手口

～架空の国内仕入れ（課税取引）及び架空の国外売上げ（免税取引）を計上～

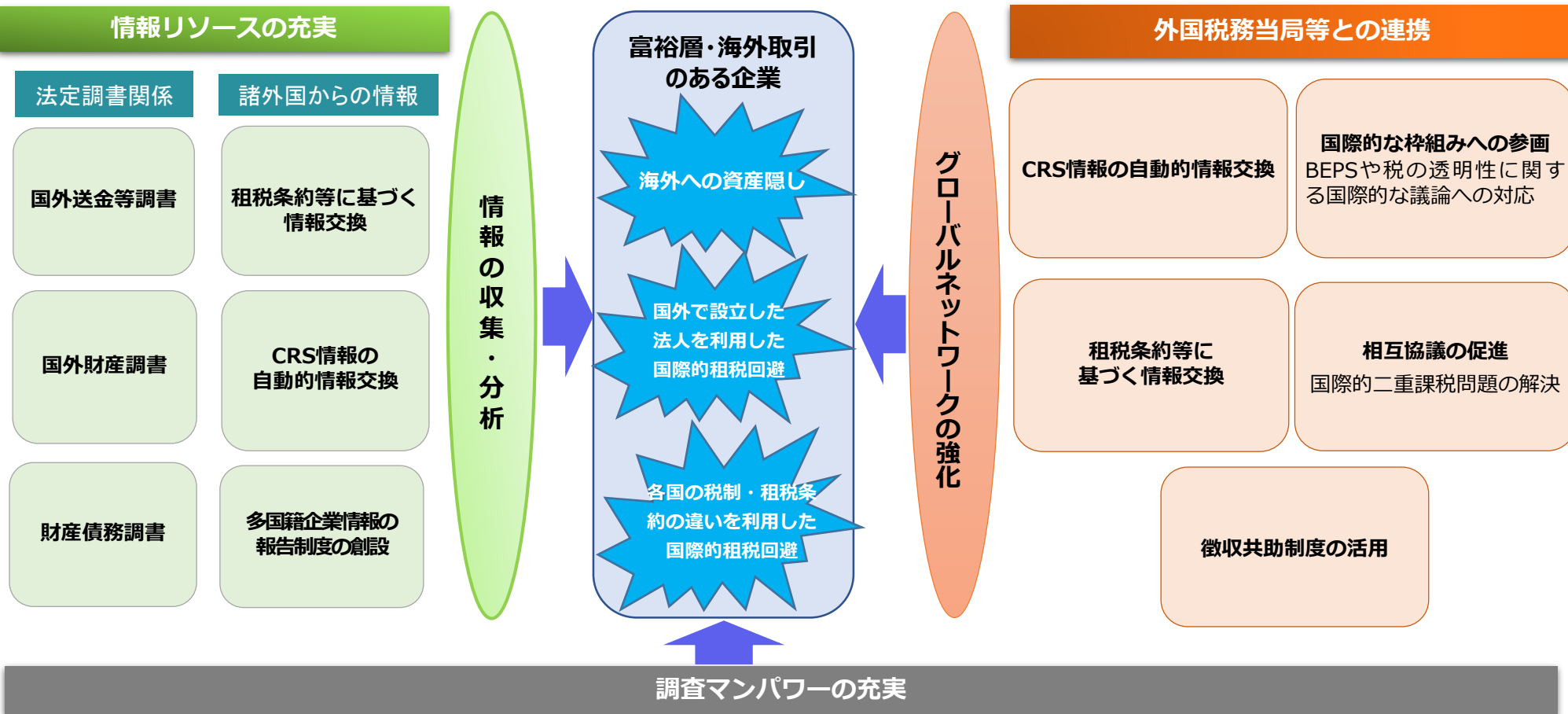
- 調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入れを装い架空仕入れ（課税取引）を計上するとともに、国外への販売を装い架空売上げ（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けようとしていた。

（注）事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されるが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）される。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができる。



## 国際的な租税回避への対応①

- 近年、経済社会がますます国際化している中で、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRS（Common Reporting Standard）に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている。
- ⇒ 国際的な租税回避に対する各取組を推進し、課税上問題があると見込まれる場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく。



- 国税庁を司令塔に、国税局・税務署に設置された富裕層や国際的な租税回避事案への対応を専門に担当する部署等が、国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査を実施



## 国際的な租税回避への対応②

## 情報リソースの状況

## 国外送金等調書

- 国外への送金及び国外から受領した送金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載。

令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度
約655万枚	約659万枚	約726万枚

## 租税条約等に基づく情報交換

- 二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手。
- 令和5年10月現在、85の租税条約等（153か国・地域対象）に基づき、外国税務当局と情報交換を実施。

## 財産債務調書

- その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産（預金・不動産等）や合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産債務の種類や価額などを記載。

令和元年分	令和2年分	令和3年分
72,248件	72,215件	75,005件

## 国外財産調書

- その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方がその財産の種類や価額などを記載。

令和元年分	令和2年分	令和3年分
10,652件	11,331件	12,109件

## CRS情報の自動的情報交換

- OECDにおいて、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を税務当局間で定期的に交換するための「共通報告基準（CRS）」が策定され、この枠組みに基づき諸外国の税務当局との間で情報交換を実施。

令和3事務年度 CRS情報交換件数	受領		提供	
	国・地域数	口座数(件)	国・地域数	口座数(件)
アジア・大洋州	17	1,644,896	12	536,650
北米・中南米	20	216,480	16	40,744
欧州・NIS諸国	43	325,978	42	67,976
中東・アフリカ	14	313,310	7	6,424
合計	94	2,500,664	77	651,794

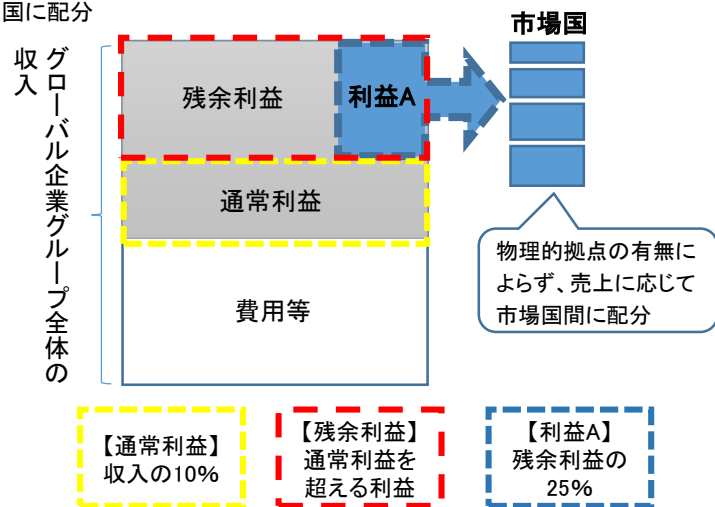
# 新たな国際課税制度について

## ○ 課題

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加 ⇒ **【第1の柱】**  
現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き ⇒ **【第2の柱】**  
法人税の継続的な引下げにより、各国の法人税収基盤が弱体化。  
税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

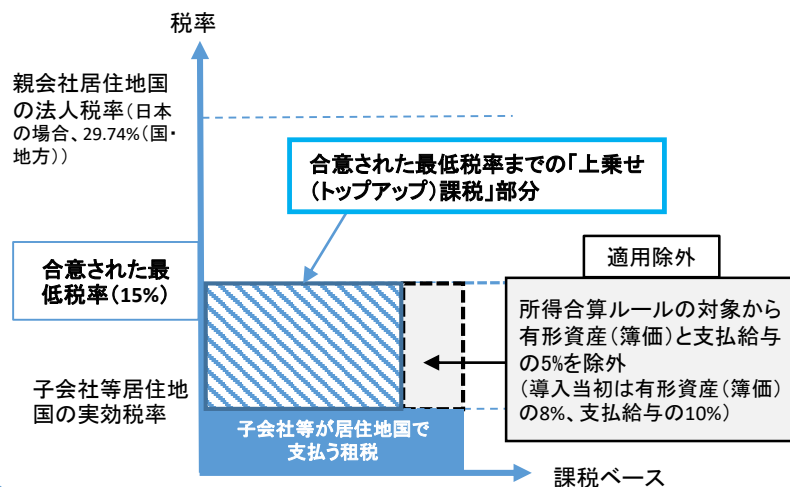
### 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）

- 課税対象は、売上高200億ユーロ超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループ（全世界で100社程）
- 大規模なグローバル企業グループの利益率10%を超える残余利益の25%を市場国に配分



### 第2の柱（グローバル・ミニマム課税/所得合算ルール）

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象
- 軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率（15%）に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う



- 第1の柱：2023年末までに多国間条約の署名、2025年中に多国間条約の発効が目標
- 第2の柱：令和5年度税制改正において、所得合算ルール（IIR）を法制化（令和6年4月1日施行）

## ○ 富裕層に対する取組

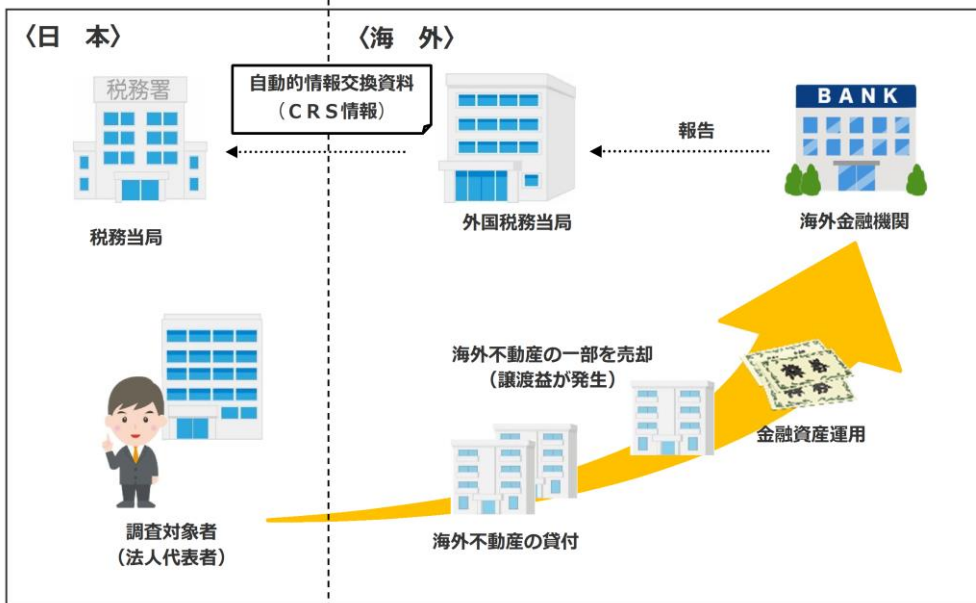
- 資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に、有価証券・不動産等の大口所有者や経常的な所得が特に高額な個人などの「富裕層」に対して、積極的に調査を実施。
- 令和3事務年度では、富裕層に対する調査1件当たりの申告漏れ所得金額が、過去最高。

## ○ 海外投資等を行っている個人に対する取組

- 海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、法定調書や海外との情報交換等を効果的に活用し、積極的に調査を実施。
- 令和3事務年度では、海外投資等を行っている個人に対する調査1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査全体の約3.5倍。

## ○ 主な調査事例

CRS情報から海外での資産運用の事実を把握し、海外における不動産所得及び不動産の譲渡所得の申告漏れに課税した事例



## ○ 調査事績

～富裕層に対する取組～

	令和2年		令和3年	
	全体	全体	全体	全体
調査1件当たり 追徴税額	543万円	275万円	1,067万円	323万円

(注) 令和2、3年「全体」は、所得税の実地調査全体の事績を示す。

～海外投資等を行っている個人に対する取組～

	令和2年		令和3年	
	全体	全体	全体	全体
調査1件当たり 追徴税額	527万円	275万円	1,119万円	323万円

(注) 令和2、3年「全体」は、所得税の実地調査全体の事績を示す。

約3.5倍

# シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

**新分野の経済活動・取引例**

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②逃げ足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）




ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

**適正申告のための環境作り**


**国税庁ホームページを通じた情報発信**



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

**納税者利便の向上**



(2019年開始の取組例)

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付


**仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ**

(取組例)

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

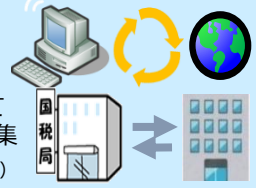
**情報収集・分析の充実**

**プロジェクトチームの設置**



- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集（インターネット等）  
法的枠組みも利用して非公開の有用情報を収集（法定調書、情報照会手続等）

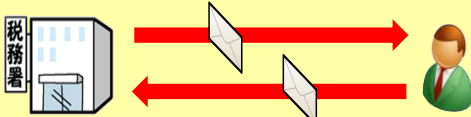


各種情報を組み合わせて課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握


**行政指導の実施**

自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

**取引の有無・内容を確認（お尋ね）**



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）




※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

**厳正な調査の実施**


大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

**プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定**



反面調査      外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



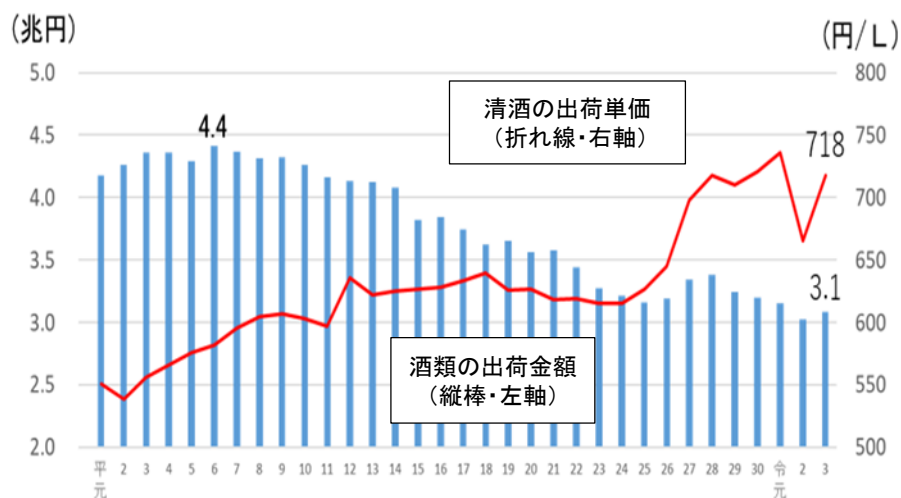
(例) デジタル・フォレンジックの活用

- 1 税務行政の現状
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 重点課題への取組
- 5 酒類業の振興**
- 6 税理士制度の現状

# 最近の酒類市場の状況等

- 酒類の出荷金額は長期的に減少しているが、単価の上昇もあり、ここ数年は概ね横ばい。
- 新型コロナの影響で消費は減少。足元では回復しつつあるが、コロナ前の水準には届いていない。  
⇒ 引き続き、事業者支援に取り組む必要。

## ○ 酒類の出荷金額及び清酒の出荷単価の推移



## ○ 最近の酒類の消費動向

(単位: 前年同期比増減率、%)

	2020年計	2021年計	2022年計	2023年1~9月									
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
家庭消費 + 飲食店消費	▲8.1	▲10.2	+6.9	+17.9	+18.9	+25.4	+27.0	+21.2	+14.3	+15.4	+18.1	+16.6	+9.1
家庭消費	+13.6	▲2.3	▲1.9	+2.6	+3.6	▲0.9	+1.2	+4.6	+5.2	+5.5	+4.4	+3.1	▲3.0
飲食店消費	▲52.7	▲49.2	+90.3	+109.0	+121.7	+532.3	+255.1	+110.5	+56.0	+57.4	+88.4	+91.7	+81.8

(出典) 総務省統計局「家計調査」  
(「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】)

## 経営改革・構造転換支援

- ◆ 酒類事業者による新商品の開発や新型コロナウイルスへの対応等の経営改革・構造転換の取組を支援

(具体例)

- ・ 現代に復元させた伝統的な蒸留器による焼酎を通じ、海外での焼酎の認知を図る
- ・ 家飲み需要や巣ごもり需要に対応するため、小瓶の商品を開発



## 酒蔵ツーリズム支援

- ◆ インバウンドによる海外需要の開拓のため、酒類事業者による酒蔵ツーリズムの取組を支援

(具体例)

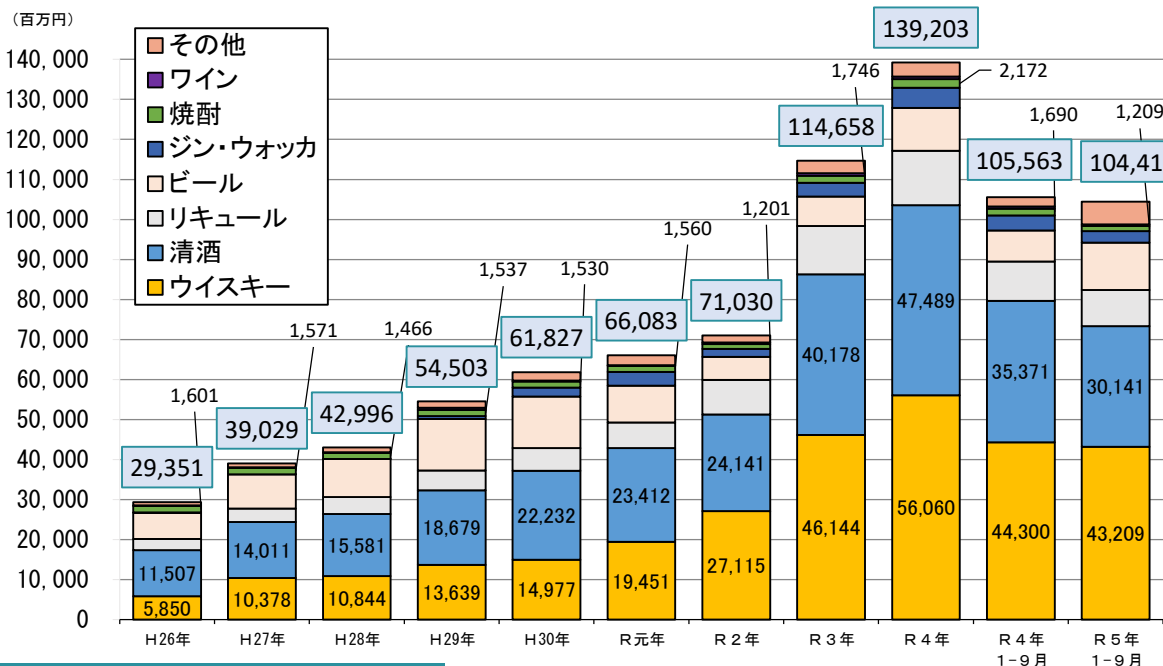
- ・ 海外の日本酒愛好家やバイヤーが、日本酒の醸造について英語で学び、体験できる研修プログラムを開発



# 日本産酒類の輸出促進

- 令和4年の日本産酒類の輸出金額は1,392億円となり、令和3年に引き続き1,000億円を超えた。
- 政府の輸出拡大実行戦略及び輸出目標を踏まえ、より一層、海外需要開拓や海外販路拡大の支援を推進。

## ○ 最近の酒類の輸出動向



## ○ 輸出金額上位10か国・地域

(単位: 億円)

順位	国・地域	2022年	対前年増減率
1	中華人民共和国	395	+23.2%
2	アメリカ合衆国	268	+12.5%
3	台湾	120	+29.3%
4	香港	116	▲21.4%
5	シンガポール	82	+62.6%
6	フランス	62	+7.6%
7	オーストラリア	56	+34.0%
8	大韓民国	56	+101.8%
9	オランダ	42	+8.4%
10	カナダ	25	+68.6%
—	(参考)EU・英国	156	+22.3%
—	全体	1,392	+21.4%

## ○ 輸出拡大に向けた取組

### 海外需要開拓支援

- ◆ 酒類事業者による日本産酒類の海外需要開拓の取組を支援。(海外展開・酒蔵ツーリズム補助金等)

### 海外販路拡大

- ◆ 海外販路の開拓を推進するため、商談会を企画し、海外バイヤーと国内事業者をマッチング。

## ○ 各酒類における輸出目標 (農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略)

重点品目	2025年目標(2022年)
清酒	600億円(474.9億円)
ウイスキー	680億円(560.6億円)
本格焼酎・泡盛	40億円(21.7億円)
(参考)農林水産物・食品	2兆円(1兆4,140億円)

# 日本産酒類海外展開支援事業費補助金 (海外展開・酒蔵ツーリズム補助金) 採択事例

＜実施状況＞	令和3年度	第1期～第3期	応募総数：230件、採択件数：109件
	令和4年度	第1期～第3期	応募総数：160件、採択件数：105件
	令和4年第2次補正	第1期	応募総数：189件、採択件数：103件

※令和3年度及び令和4年度予算は、ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金（通称）である。

## ○ ブランド化の推進

### 濱田酒造株式会社（鹿児島県）

#### グローバル市場開拓に向けた輸出専用商品の展開

- ・高アルコール度数が求められる世界の蒸留酒市場で戦うためアルコール度数40%規格の輸出専用商品を開発
- ・海外展示会への出展や海外酒類コンテストへの出展により情報発信



## ○ 海外展開

### 株式会社SAKE BASE（東京都）

#### 大規模SAKEイベント KAMPAIフェスの開催

- ・事業者及び消費者に、現地向けブランドを提供する大規模イベントを開催
- ・現地インフルエンサーの協力のもとオンラインでの情報発信を強化
- ・現地流通業者の銘柄も併せ、メキシコでのSAKEブームを共に構築



## ○ 酒蔵ツーリズム

### 株式会社仙醸（長野県）

#### 醸造体験を軸にした外国人向け酒蔵ツーリズム

- ・海外の日本酒愛好家やバイヤーが、日本酒の醸造について英語で学び、体験できる研修プログラムを開発
- ・通年で、モニターツアーを実施するための環境を整備



## ○ 酒蔵ツーリズム

### 田治米合名会社（兵庫県）

#### 歴史的建造物群を活用した体験型ツーリズム

- ・300年余の酒蔵の歴史的景観の魅力を高め、インバウンドも安全で快適に過ごせる体制を整備
- ・周辺の歴史的な街並みやホテルの飛び交う川等の観光コンテンツと一体的な滞在型観光・市内周遊を企画





## 新市場開拓支援事業費補助金(フロンティア補助金)採択事例

〈実施状況〉	令和2年度第3次補正	第1期 ~ 第3期	応募総数：451件	採択件数：156件
	令和3年度補正	第1期 ~ 第4期	応募総数：313件	採択件数：219件
	令和5年度	第1期	応募総数：166件	採択件数：123件

※令和2年第3次補正予算は、酒類業構造転換支援事業費補助金である。

## ○ 商品の差別化

## ゑびす酒造株式会社(福岡県)

## 地域資源を活用した熟成ラムの展開

- ・江戸時代後期から伝統的に続いている地元で栽培されたサトウキビを原料とし、地域のダム施設であるトンネルを活用して貯蔵・熟成させたラムを商品化
- ・原料であるサトウキビを効率よく確保していくため、原料生産者とも協力し、休耕田や災害復旧地を活用して作地面積を拡張

## ○ 新型コロナの課題対応

## 笹の川酒造株式会社(福島県)

## 急速冷凍技術による生酒の品質維持と超フレッシュな新商品の開発

- ・家飲み需要への対応として、最適な手段で「生酒」を提供
- ・搾りたてを急速に冷却、保管することで、蔵元で搾った状態の美味しいフレッシュな生酒を消費者に提供



## ○ 商品の差別化

## 大石酒造株式会社(鹿児島県)

## 有機焼酎の開発とVRを駆使した新規販路開拓

- ・有機でありながら食用としては規格外のサツマイモを用いた有機焼酎を製造し、農家の収益向上、フードロスの抑制を図る
- ・VRを活用し、消費者へ焼酎の味や香、テロワールを蔵元が伝える仕組みを構築
- ・現在に復元させた伝統的な蒸留器による焼酎を通じ、海外での焼酎の認知を図る



## ○ 新型コロナの課題対応

## 小松酒造株式会社(佐賀県)

## 家飲み需要に応じる小ロット商品への改良や販売体制の構築

- ・家飲み需要や巣ごもり需要に対応するため、720~180ml瓶の商品化
- ・他の商品とのセット販売など、小ロット商品だからこそその強みを活かした提供



# 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

## ○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月通常国会）  
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月通常国会）  
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す

## ○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）  
（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

### 1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

### 2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会（令和3年4月16日設立）  
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

（蒸きょう）



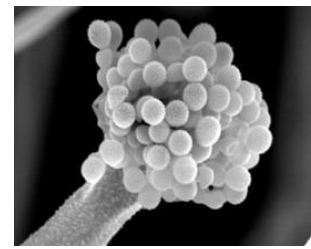
（こうじ造り）



（もろみ管理）



（こうじ菌（国菌））



## ○ ユネスコ無形文化遺産への提案

- 令和4年3月 ユネスコ事務局に提案書を提出
- 令和5年3月8日 文化審議会無形文化遺産部会において、再提案を答申
- 令和5年3月14日 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定
- 令和5年3月28日 ユネスコ事務局に提案書を再提出  
（令和6年11月頃 政府間委員会において審議・決定見込み）

- 1 税務行政の現状
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 重点課題への取組
- 5 酒類業の振興
- 6 税理士制度の現状**

# 税理士法改正への対応①

## ○ 令和4年度税理士法改正

- 令和4年度税制改正において、納税環境整備の一環として税理士法が改正されました。この改正は、コロナ後の新しい社会を見据え、「**税理士の業務環境や納税環境の電子化**」といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、「多様な人材の確保」や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行ったものであり、令和4年4月1日から順次施行されています。

## ○ 税理士の業務におけるICT化推進の明確化(税理士法第2条の3)

### 【見直し内容】

- ① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設。[R4.4.1施行]
- ② 日本税理士会連合会及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載。[R5.4.1施行]

### 税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上

- ・納税義務者(依頼者)対応のデジタル化の推進  
⇒ 資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・行政対応のデジタル化の推進  
⇒ 電子申告・納税の推進など行政手続、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・業務環境のデジタル化の推進  
⇒ ウェブ・クラウド・イントラネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応



### 【日本税理士会連合会における対応】

- ICT関係に弱い会員をフォローする仕組みとして、会員向けの「デジタル相談室」の設置といった相談体制の構築について検討。
- 改正税理士法の適正な運用に資するべく、日本税理士会連合会の会則を含む17の諸規則の変更等を行い、各税理士会においても会則等の整備。

## 税理士法改正への対応②

## ○ 多様な人材の確保(税理士試験の受験資格の要件の緩和)

## 【見直し内容】

令和4年度改正においては、税理士試験の受験者の減少に対処するとともに、若年層をはじめとした多様な人材の確保を図る観点から、税理士試験の受験資格の要件が次のとおり緩和され、令和5年度の税理士試験（第73回）から適用されました。

- ① 会計学に属する科目（会計学のうち簿記論及び財務諸表論の2科目）について行う税理士試験の受験資格の要件は、撤廃されました。
- ② 学識による受験資格を有する者について、その受験資格の要件を満たそうとする場合に修める必要がある科目の範囲が、社会科学に属する科目（改正前：法律学又は経済学）に緩和されました。

受験資格のある方	
改正前	改正後
[会計学科目・税法科目] ①大学等において法律学又は経済学に属する科目を修めた一定の者 ②一定の簿記試験の合格者 ③一定の会計・法律事務経験者 等	[会計学科目] 受験資格の要件の撤廃(誰でも制限なく受験可能)  [税法科目] 左記①で修める必要がある科目の範囲を「社会科学に属する科目」に緩和

## 【見直し後の状況：令和5年度の税理士試験受験申込者数（第73回）】

科目		令和4年度(第72回)	令和5年度(第73回)
会計学科目	簿記論	17,400	21,335 +3,935人 (122.6%)
	財務諸表論	14,406	18,363 +3,957人 (127.5%)
税法科目		24,697	24,458
合計		56,503	64,156 +7,653人 (113.5%)